

## 服務上の措置の実施状況について

(令和8年度)

処分年月日	処分内容	所属部局	職位	年齢	処分事由
令和8年4月28日	厳重注意	経済産業部	課長級	50歳代以上	管理職員として、良好な職場環境の保持及び円滑な業務遂行が求められているにもかかわらず、それを怠り、職場環境の調和を乱し、円滑な業務遂行に支障をきたした
令和8年4月28日	口頭注意	県土整備部	部長級	50歳代以上	4月28日付け懲戒免職処分(不適正な事務処理)に関する管理監督責任
令和8年4月28日	口頭注意	県土整備部	部長級	50歳代以上	4月28日付け懲戒免職処分(不適正な事務処理)に関する管理監督責任